

令和2年度

羽島市小中学校及び義務教育学校

# 特別支援教育の案内

障がいや発達につまずきのある児童生徒一人一人が、その障がいの状態、特性及び発達段階等に応じて、きめ細やかな教育を受けることにより、もっている力を最大限に伸ばし、積極的に自立し社会参加できることを目指しています。



羽島市教育委員会 学校教育課

TEL : 393-4674

### 【学校では】

各小中学校及び義務教育学校に1名、特別支援教育コーディネーターの先生がいます。特別支援教育コーディネーターの先生は、関係機関との連絡・調整や、保護者との相談窓口などの役割を担っています。また、校内委員会(名称は、学校ごとに異なります)の推進役として、お子さんにとって必要な支援を検討します。

### 通常の学級

- ・担任(教科担任)による一斉指導が主に行われています。1学級の人数は40人までとなっていますが、小学校1・2・3年生と中学校1年生は1学級35人までで編成しています。
- ・少人数加配教員による少人数指導を行っています。

#### [通常の学級における支援]

- ・ラーニングサポーターや特別支援教育サポーターなどの支援員が、学校生活への適応等を目的とし、お子さんの支援をします。

### 特別支援教育に関わる支援員について（令和2年度）

支援員名称	目的
ラーニングサポーター	児童生徒の学習を支援することを目的とする。
特別支援教育サポーター	発達障がい等のある児童生徒の学校生活への適応等を支援することを目的とする。

支援員の配置については、学校からの希望を受け教育委員会で検討後配置されます。全学校に配置できるとは限りません。

### 安心して学習できる居心地のよい学習環境づくり

～ユニバーサルデザインの視点を取り入れて～

#### <例えば>

- ・教室全体の掲示物を最小限にしたり、黒板周辺を整理したりして余分な刺激を減らすようにしています。
- ・黒板の文字の大きさや色を工夫したり、指示や説明を文書や絵で提示し聴覚情報を可視化したり、文字情報を読み上げ視覚情報の言語化をしたりして情報の分かりやすい伝達に努めています。
- ・ルールやマナーを明示したり、自信が持てる言葉かけをしたりして安心して学習できる場になるように心がけています。



## 特別支援学級

- ・小中学校及び義務教育学校に設置されています。
- ・国の基準で、学級種別ごとに8名までで1学級が設置されています。
- ・交流及び共同学習については、お子さんの状況、学校の状況から内容や形態を考え、実施していきます。

### 知的障がい特別支援学級

- ・各教科の目標・内容を下学年のものに替えたり、合わせて指導したり、特別支援学校のものに替えたりするなど、個に応じた特別な教育課程(学習計画)を編成します。
- ・基本的な生活習慣の確立、日常生活に必要な力を育む学習や生活上の困難の改善・克服を目的とした指導の領域である「自立活動」の指導を取り入れます。

### 自閉症・情緒障がい特別支援学級

- ・該当学年の教育課程(学習計画)の編成が基本ですが、実態に応じて各教科の目標・内容を下学年のものに替えて特別な教育課程を編成する場合があります。
- ・必要に応じて、障がいによる学習上または生活上の困難の改善・克服を目的とした指導の領域である「自立活動」の指導を取り入れます。

## 羽島市小中学校及び義務教育学校 特別支援学級の設置状況（令和2年度）

	知的障がい	自閉症・情緒障がい	難聴
足近小学校	○	○	—
小熊小学校	—	—	—
正木小学校	○(2学級)	○(2学級)	—
竹鼻小学校	○(2学級)	○(2学級)	○
中央小学校	○(2学級)	○(2学級)	—
福寿小学校	○	—	—
堀津小学校	○	—	—
中島小学校	○	○	—
桑原学園(前期)	—	—	—
羽島中学校	○	○	—
竹鼻中学校	○	○	—
中央中学校	○	○	—
中島中学校	○	—	—
桑原学園(後期)	—	—	—

## 通級指導教室

通常の学級に在籍している児童のうち、その障がいの状態に応じ、週に数回程度の特別の指導を実施します。

### 言語通級指導教室 【竹鼻小・ことばの教室】

- ・自分のつまづきを知り、それに応じた学習の方法やコミュニケーションの方法を学びます。
- ・話し言葉がつまったり、音を繰り返したりする話し方についての学習
- ・舌やくちびるなどをなめらかに動かす学習
- ・正しい発音の仕方の学習や正しい発音と間違った発音を聞き分ける学習
- ・わかることばを増やし、文の意味を理解する学習
- ・わかりやすく話すことや、文のつづり方の学習 など

### 自閉症通級指導教室 【正木小・わかば教室】【中央小・つばさ教室】

- ・「自信をもって学校生活を送るため」の学習
- ・「情緒を解放するため」の学習
- ・「ソーシャル・スキル・トレーニング」の学習
- ・「自分の活動を振り返るため」の学習
- ・「集中力を高め、正しい表現の仕方を学ぶため」の学習 など

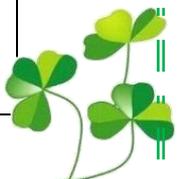
### LD・ADHD等通級指導教室

#### 【竹鼻小・かがやき教室】【中島小・はばたき教室】【中央中・新規設置教室】

- ・「読むこと」「書くこと」の学習
- ・「衝動性や多動性を抑えるため」の学習
- ・「計算すること」「推論すること」の学習
- ・「聞くこと」「話すこと」の学習
- ・「ソーシャル・スキル・トレーニング」の学習
- ・自分の活動を振り返り自信をもって学校生活を送るための学習
- ・「不注意による間違いを少なくするため」の学習 など

## 羽島市通級指導教室設置状況（令和2年度）

		自閉症	言語	LD・ADHD等
正木小	わかば教室	○		
中央小	つばさ教室	○		
竹鼻小	ことばの教室		○	
竹鼻小	かがやき教室			○
中島小(3日間)				
小熊小(1日間)	はばたき教室			○
福寿小(1日間)				
中央中(3日間)				
羽島中(1日間)	はばたき教室			○
竹鼻中(1日間)				



## 発達障害について

「努力しているにも関わらず、特定の教科が身に付かない」「待つことが苦手で、落ち着きがない」「対人関係づくりが苦手で、友だちとトラブルを起こす」等、**様々な学習上、行動上の問題を示す児童生徒の中に、発達障害が背後にある場合があります。**はっきりとした原因はわかりませんが、脳の中枢神経系の機能障害があるといわれており、**養育環境やしつけの仕方によって引き起こされているものではありません。**ただ、誤った理解に基づき、過度な要求や叱責を繰り返したり、集団生活から疎外したりすることで、本人の自信を失わせ、**様々な二次的な障害を生み出してしまうことも少なくありません。**周囲の気づきと正しい理解、適切な支援が子どもを救います。

平成17年4月、**発達障害者支援法**が施行され、発達障害に対する理解や発達支援、家族支援等の必要性が明記されています。

### ◇学習障害(LD)

基本的には、全般的な知的発達に遅れがないとされています。聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得が習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものです。特定の教科に落ち込みがみられることから気づくことがあります。

### ◇注意欠陥/多動性障害(ADHD)

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び(又は)衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、気が散りやすく、落ち着きがありません。何かを駆り立てられるかのように衝動的な行動をとることがあります。好きなことに熱中しているときには落ち着いていますが、そうでないときは自分の行動をコントロールすることが困難な場合があります。

### ◇広汎性発達障害(PDD)

①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のグループ全般を指しています。そのうち、知的発達の全般的な遅れを伴わないものを「高機能自閉症」といいます。また、高機能郡で、乳幼児期の言語発達には遅れがみられない場合「アスペルガー症候群」といい、相手の気持ちを察したり周囲の状況に合わせて行動したりすることを苦手としています。

これらの判断は、医師や心理学の専門家等で構成される専門家チームで行います。なお障害名に子どもをあてはめるのが目的ではありません。障害の特性をよく理解した上で、一人一人の困難さに寄り添い、周囲がどんな支援をするとうまくいくのかを大切にしたいものです。障害そのものはなくならなくても、学習上生活上の困難さを小さくすることができます。

また、年齢によって支援のあり方も変わってきます。家庭と学校、関係機関が協力して、変容する子どもの状態を的確に把握し、支えあうことが何より重要です。